

# 「革命」としての内乱（2）

——ハリントンのイギリス史への視座——

的射場 敬 一

## 目次

はじめに

- 1 歴史への視座——共和政との出会い——
- 2 歴史分析の道具
  - (1) 民衆の自立と依存——土地所有を根拠に——
  - (2) 土地所有の均衡と軍隊
- 3 イングランド王政の歴史分析
  - (1) ゴシツク・バランスとアングロ・サクソン王政
  - (2) ノルマン王政の均衡（以上前号）
- 4 混合王政の崩壊（以下本号）
  - (1) 騎士の非封建化
  - (2) 「失われた環」——新封建制とバラ戦争——

「革命」としての内乱（2）（的射場）

5 革命への序奏

(1) 絶対王政の確立それとも：

(2) 貴族階級の衰退

結びに代えて——革命すなわち共和政の成立へ——

4 混合王政の崩壊

(1) 騎士の非封建化

我々の常識とは異なる中世社会の「事実」を、あらためてここで確認しておくのも無駄ではないであろう。そのことがハリントンの中世封建社会から近代社会への転換の分析を理解する補助線になると思われるからである。中世社会において軍事のみならず、行政・司法面においても重要な役割を果たしていたのが騎士身分であるが、すでに見てきたようにかれらは貴族身分ではなかった。それはハリントンの認識とも一致する。騎士が貴族でないとすれば、何なのか。ハリントンは騎士身分を民衆の範疇のなかに取り込んだのである。

「議会には民衆もまた集まっていたかもしれないが、名目以上のものではなかった。聖職者階級は全国民の土地の三分の一を占めていたことを考えれば、民衆をこの国の一階級として認めておきながら、それを聖職者について認めないのは馬鹿げたことである。したがってこの王国は、国王と貴族階級、聖職貴族階級、そして庶民階級 (the commons) という三つの身分から成り立っていた。」<sup>(1)</sup>

この引用が明らかにしているのは、民衆が集まることによって構成されたのが庶民院であるということであるが、庶民院は都市や州の代表によって構成されており、その代表者には騎士がなっていたのである。<sup>(2)</sup> 諸侯たる貴族の軍事的基盤をなしていた騎士は、十三世紀以降、社会が落ち着き始めるとともに徐々に非軍事化していった。<sup>(3)</sup> すなわち騎士奉仕の義務を免除するための軍役代納金支払いの慣習が一般化するにつれて、かれらはシェリフ（州長官）や治安判事などの職につき、また州や都市の代表として議会に召集されるようになったのである。<sup>(4)</sup> 騎士の非軍事化とはまさしくイングランド社会の非封建化を象徴するような出来事であるが、やがてかれらは十五世紀以降富裕農民から上昇してきたジェントリに吸収され、ひとつの階級として独立するまでになった。<sup>(5)</sup> このようにして混合王政の基盤をなしていた騎士軍隊は形骸化し崩壊していった。それはとりもなおさずハリントンの認識枠組みで言えば、貴族階級の衰退を意味することであった。

このような非封建化した騎士が王権の強化を企てている国王と結びつき、封建諸侯の領域支配と国家行政における占有を打破して王権を強化してゆく過程については、ウェーバーが「ジェントリ出身の治安判事によるイギリスにおける名望家行政」<sup>(6)</sup>と定義し、説明している。かれの説明を借りて、かかる過程についてみておこう。

国王が王権強化を企てるためには、諸侯によって占有されていた「国家地方行政全体」をかれらから奪わなければならぬ。しかしこのとき国王自身に自己の収入で役人を雇うほどの巨額な収入がなかったとすれば、「その数と権勢とが、大家産ヘルに対して自己を主張するに十分なほど大きいような名望家層」の手に地方行政を委ねる以外には方法がなかった。<sup>(7)</sup> イギリスでは、このような状況から治安判事の制度が生れた、という。貴族に代わってこの行政任務を処理したのが治安判事である。この治安判事の制度がその特徴的な性格をもつようになったのは、フランスとの

百年戦争の時代においてであった。経済的理由によって人的隷属関係が崩壊した結果、「莊園領主の純家産制的行政や彼らの裁判権も、また封建貴族の支配下にある地方官職(州長官)も」、「純粹な行政任務を処理する能力を」もはやもっていないからである。<sup>(8)</sup>「家産制的権力や封建的権力を排除しようという関心」については、王権は「コモンズ」(Commons)の決定的な支持を受けた。<sup>(9)</sup>国王は、治安判事の任命権はみずからの手に留保し、その監督権は中央裁判所に留保するという方法で、このいわゆる「ジェントリ」層を巨大な封建諸侯つまり貴族に対抗させつつ、自己の陣営に抱込もうとしたのである。<sup>(10)</sup>

## (2) 「失われた環」―新封建制とバラ戦争―

このような騎士身分の非封建化による貴族の軍事力の解体と王権による裁判権力の収奪が、そのまま社会全体の非封建化をもたらしたわけではなかった。そのことは、ウェーバーが、王権はみずからの権力を強化するために非封建身分たるジェントリを巨大な封建諸侯と対抗させたと指摘していることから窺いしれよう。つまりハリントンの規定した混合王政の図式どおりであれば、封建諸侯の軍事的基盤であった騎士団が軍役代納金という慣行の一般化によってその実質的な意味内容を失ったのであるから、それはそのまま貴族の崩壊になるはずである。しかし、依然としてかれら貴族は権勢を誇っていた。貴族がふたつの勢力に分かれて死闘の限りを尽くし、結果として自滅の道を辿ったバラ戦争と、<sup>(11)</sup>貴族の衰退に追い撃ちをかけたテューダー朝のヘンリー七世の施政まで、貴族の権勢は続いていたのである。

混合王政の崩壊とは貴族勢力の崩壊であり、貴族の崩壊とは何よりもその軍事的な意味の喪失に他ならなかったの



であるから、それは論理的には騎士軍隊の崩壊のほうである。しかし、騎士軍隊の崩壊と貴族の崩壊とはハリントンのなかでは必ずしも明確に結びついていない。貴族の崩壊とは何かを明らかにするための「環」が失われている。その失われた環を見つけるためには、我々は再び歴史学の助けを借りて、ハリントンの言説の意味を明らかにしてゆく必要があるだろう。ハリントンは、この混合王政の欠陥とそれが原因で起こったというバラ戦争について、次のように述べている。

「オセアナ（イングランド―筆者註）のような貴族階級にもとづく王政についていえば、…これも次のような欠陥を矯正することは人知や人力の及ぶところではなかった。すなわちその欠陥とは、貴族がその家産軍隊（retainers）やテナントを使って反乱を起こし、…持続的な戦争を始めて莫大な流血を招来しようとしばしば意図した。赤バラと白バラの抗争のばあいのように、民衆も貴族に対する従属関係のなかにまきこまれていた。」<sup>(12)</sup>

すでに考察してきたように、ハリントンのにとっては、貴族の軍事力を担保したのは騎士采地にもとづく騎士軍隊であつたはずである。それがいつの間にか貴族の軍事力を担保するのが、retainersやテナントになっている。このretainersとは、「従者」「従属者」「封建家臣団」<sup>(13)</sup>などと様々に訳されているが、かれらは本来の封建的な身分ではない。

大土地所有者である封建諸侯は、軍役代納金を収める慣行が一般化することで形骸化した騎士軍隊に代わって、これらの私兵として家産軍隊を形成した。<sup>(14)</sup> この家産軍隊がretainersであるが、フランスとの百年戦争の時には、諸侯の軍事力のほとんどをまかなうものとして一般化した。それは「割符契約」(indenture)を以て結ばれるlivery and maintenanceの契約にもとづいており、リヴァリは給与を意味し、メンテナンスは保護を意味した。<sup>(15)</sup> 有力な貴族は、その財産によって、多数の私兵をかかえたほか、割符契約によって多数の騎士、ジェントリないしは州長官・治安判

事などの地方行政官を従属者のなかに加えた。その保護・従属の関係は、古い封建関係に酷似するのであるが、異なるのは、給与が専ら金銭であること、またこの関係をもって地方的独立をはかるといよりは、既存の制度に寄生し、公の名において私をはかるといふ点において、それは庶子封建制とかあるいは新封建制とか呼ばれた。<sup>(16)</sup>

百年戦争の過程を通して発達したのが、この新封建制である。百年戦争はイギリスとフランス両国に、戦争と掠奪とを常習とし、これによって権勢をえた貴族とその部下とを生みだしたのである。<sup>(17)</sup> このような制度の存在は極度に社会を不安定にした。庶民院に代表を送る騎士・ジェントリ・都市市民などは、本来の封建身分と異なり、社会の不安を嫌い、秩序と平和の擁護者たるはずであるが、実際は新封建領主たる大貴族の恐喝のため、やむなくその従属者となっていた。<sup>(18)</sup> このような新封建制は、最初は貴族の力を強めたが、それは貴族がみずからの家臣団に払う金がある間だけであった。その金の大部分は、交易の収益から出たのである。すなわちかかる新封建制は、一方では貴族の力を再び強めることになったが、他方ではその資金力において君主や貴族の戦争遂行能力を支えることになった、社会における非軍事的で非貴族的な階層を代表する議会すなわち庶民院の力を強めることにもなったのである。<sup>(19)</sup>

しかしながら庶民院がその本来の力を自覚し、そして発揮するためには、このような私兵をかかえた貴族の衰退を待たねばならなかった。新封建制の成立を促した百年戦争が終わるとすぐにイングランドでは、多数の私兵を抱えた貴族の覇権争いは、ランカスター家とヨーク家との王権をめぐる争いすなわちバラ戦争を引き起こしたのである。この戦争は、主に貴族とその武装従者(armed retainers)によって戦われたのだが、その残酷・凄惨な点で、中世末期のすべての戦争に立ちまさるものがあつたと言われている。この三十年にわたって繰り広げられた戦争によって、武装従者を抱えた貴族の大半が衰退したのである。<sup>(20)</sup>

## 5 革命への序奏

### (1) 絶対王政の確立それとも：

バラ戦争を收拾して一四八五年に王位に即いたのが、ランカスター家出身のヘンリー七世である。ハリントンは、貴族の時代から民衆の時代への歴史の転換点をこのヘンリー七世の登場とその施策に求めている。かれの議論を追いかける前に、テューダー朝のヘンリー七世について、瞥見しておこう。

ヘンリー七世は、一四八五年、亡命先のフランスからウエールズに上陸し、リチャード三世を破って即位した。次いでヨーク家のエドワード四世の娘エリザベスと結婚して、ランカスター、ヨーク両家の確執による内乱を終らせた。王位についたヘンリー七世は、新封建制による貴族の武装従者であった家産軍隊の解散を命じ、大貴族の軍事的基盤を破砕したのち、非封建的身分のジェントリを官僚とし、かれらを王政の階級的基礎とした。そして、星室庁を設けて社会秩序の回復を計るとともに、商工業を保護育成して王権を強化することで、イギリスにおける絶対主義の基礎を確立した<sup>(21)</sup>と言われている。これが歴史学の通説である。

ハリントンはベーコンの『ヘンリー七世史』を典拠に、王の施策については同じような理解をしているが、その施策がもたらした結果についてはまったく異なる理解をしている。すなわちかれはヘンリー七世の諸施策は王権の絶対化をもたらしただけではなくて、貴族の勢力を弱体化させることでかえって王権の基盤を掘り崩し、そしてまた民衆の台頭を促すことで王政から共和政への転換を準備したと解釈したのである。少し長くなるが、ハリントンの文を引用

しておこう。

「この国王はもって生れた明敏さで、バロンたちの強大な権力とかれらの支持の気紛れさを考慮し、この種の統治のもうひとつの欠陥にきづき始めた。この欠陥はマキャヴェリも注意しているもので、「貴族階級によって支持されている王位は、これに即くことよりも、むしろこれを維持することのほうが困難なものである。」ということである。かれに王位をもたらした貴族階級の不和が、逆にかれを王位から退ける結果になるのではないかという内心の懸念から、貴族階級には分らない道をすすんだのだが、その行き着いた先は、かれ自身もほとんど予見していなかった意外なものであった。かれはみずからの安泰を確立しようとして、貴族たちの葡萄酒を水で薄めようとしたのであるが、そのさいはじめて、国王個人のみならず、王位そのものもその後脅かすことになる水流の水門を開け始めることになったのである」<sup>(22)</sup>

バラ戦争を收拾して王位についたヘンリー七世にとっては、強大な封建諸侯の基盤の上に王政を維持することの危うさは明瞭であった。そこで王は、「クーデタ」の夢魔から自由になるために、これら大貴族の軍事的基盤の解体を企てたのである。次に少し丁寧に考察してゆくように、家産軍隊の解散を命じ、大貴族の軍事的基盤を破砕したというこの理解についても、現在の歴史学の知見と何ら変わるところはない。これはハリントンの洞察力があつたというよりも、スチュアート朝のジェームズ一世のもとで大法官まで勤めたベーコンの「ヘンリー七世史」依拠していることから推測するに、一般に観察され知られていた事実ではないだろうか。肝腎なことは、このヘンリー七世の施策がもたらした社会的帰結をどう「解釈」するかであろう。もう一度、引用しながら、かれの解釈を見てゆこう。つまりこうなのである。



「かれに王位をもたらしした貴族階級の不和が、逆にかれを王位から退ける結果になるのではないかという内心の懸念から、貴族階級には分らない道をすすんだのだが、その行き着いた先は、かれ自身もほとんど予見していなかった意外なものであった。かれはみずからの安泰を確立しようとして、貴族たちの葡萄酒を水で薄めようとしたのであるが、そのさいはじめて、国王個人のみならず、王位そのものもその後脅かすことになる水流の水門を開け始めることになったのである。」<sup>(23)</sup>

ヘンリー七世は、自分の王位を安泰にするために、「貴族たちの葡萄酒を水で薄めようとした」というのは、要するに貴族階級の力を減退させるために民衆を政治過程に呼び来んだということである。かかる政策は、王自身もまったく予見していなかった結果をもたらしただけではないかというのがハリントンの解釈である。予見しなかった結果とは、王権の強化のために貴族の軍事的基盤を解体したのだが、それはかえって王政をささえていた基盤をみずから掘り崩すことになったのではないか。そのことはまた民衆を政治過程に呼び込むことにつながり、かれらを権力の主体とする道筋をつけることで王政を崩壊させ、共和政成立を促すことになったのではないか、ということである。つまり、「王位そのものを、その後脅かすことになる水流の水門」を開けたというのは、民衆が政治的主体になるような状況を引き起こしたということである。ハリントンの国家論によれば、民衆が権力を握ることと王政の存立とは両立できないものであったからである。

「というのは貴族階級は、それなくしてはかれら自身も存立できない王位そのものを攻撃することはなく、ただかれらの気にいらぬ特定の国王を攻撃しただけなのに、民衆権力 (popular power) は、国王を通して王位そのものを攻撃したのである。王位は民衆権力と両立できないからである。」<sup>(24)</sup>

「革命」としての内乱 (2) (的射場)

ここにハリントンの歴史認識の特質がはっきりと現れている。すなわち、すでに前節で見てきたように、ハリントンによれば、王政を存立せしめる土台とは、軍事力を独占し、そのことによって地方政治のみならず中央政治においても重要な働きをしていた貴族の存在である。そういう貴族は、特定の国王を自分たちの利害から攻撃し、廃位に追い込むことはあっても、自分たちの存在を担保する王政そのものを攻撃することはなかった。これに対して民衆が権力を持てば、かれらの利害と王政の利害とは真つ向から対立するのであるから、国王だけではなく、王政そのものを攻撃することになるのは、必然の理であろう。民衆が権力を持つということは、それは国家形態が共和政になることを意味し、それゆえ「王位は民衆権力と両立できない」というのである。

## (2) 貴族階級の衰退

ハリントンは歴史の通説とは異なりヘンリー七世の登場を、絶対王政確立の起点としてではなく、共和政成立の起点とみた。

「ヘンリー七世は、貴族階級の権力を減じようとして、かえって権力が民衆の掌中に陥る原因をつくった。そのことはかれの治世中に制定された種々の法律——定住法、家臣に反対する法、土地譲渡法によって明らかである。」<sup>(25)</sup>

「バロンたちの強大な権力とかれらの支持の気紛れさを考慮し」たヘンリー七世は、貴族の力を削ぎ落とし、代わりに民衆を政治過程に引き入れた。貴族階級の勢力を削ぐことは、すなわちハリントンの理解によれば王政の土台を掘り崩すことに他ならない。権力の担い手が封建諸侯から民衆に移行する原因を、ヘンリー七世はもたらしたのであ

る。ヘンリー七世、そしてその息子のヘンリー八世は、王権を伸長させようとして貴族の勢力を削ぐことで、かえつてみずからの墓穴を掘ったのである。まさしく「権力が民衆の掌中に陥る原因」を作ったのはヘンリー七世とその後継者であるというのが、ハリントンの解釈なのである。

ハリントンの論旨をはつきりさせるために、少し脇道にそれるがいわゆる貴族の衰退について考察しておこう。というのは、現代のイギリス社会においても貴族は厳然として存在しており、かれらは貴族院を構成しているからである<sup>(26)</sup>。したがって貴族の衰退とは貴族階級が身分としてなくなったことでもその数が減じたことでもない。なぜならば、ハリントンは、ノルマン王政の貴族の数を二五〇人と見積もっているが、我々が検討しているこのテューダー朝においてさえも、貴族の数はそれほど減少してはいないからである。川北稔氏がヘンリー八世の娘のエリザベス時代のウイリアム・ハリソンの理解をもとにその時代の社会階層を再構成しているが、それによれば公爵・侯爵・伯爵・子爵・男爵という爵位貴族は、二〇〇人位であった<sup>(28)</sup>という。ハリントンの数字もブラクトンの研究からのものであり、必ずしも厳密なものではないので、そういうことから言えば、決して貴族の絶対人数が減ったとは言えないし、当然のことながら身分としての貴族は存在したし、その後も存在し続け、かれら貴族は貴族院を構成するメンバーなのである。

とすればハリントンは貴族の衰退ということ、一体何を意味していたのだろうか。そのことをもう一度簡単に整理しておく必要があるだろう。

すでに見てきた如く、ハリントンによれば混合王政とは貴族の軍事力にその基盤をおく王政であり、その貴族の軍事力を担保したのは騎士采地にもとづく騎士団であった。貴族はこの騎士団の軍事力を背景に種々の裁判権をもって

領域支配を行っていた。さらに貴族院議員として王の施政にも参与していたのである。ところが、前節で考察してきたように十三世紀以降、現実には軍役代納金の慣行が一般化するにつれ騎士奉仕は行われなくなり、かかる意味での貴族の実態は完全に失われつつあった。ところが貴族は百年戦争の勃発を契機に、かかる騎士軍隊にかえて金銭によって雇用した私兵を家産軍隊としてみずからの暴力装置に再編したのである。この暴力装置としての家産軍隊によって、ふたたび地方政治に権勢をふるうようになった。すなわち非封建化しつつある社会の担い手であったジェントリや都市市民、そしてすでに非軍事化していた騎士を、みずからの私的な暴力で恐喝することによって領域内で権勢をふるったのである。これら大貴族はまさしくむき出しの暴力によって、非封建身分をその従属者としたりあるいはその影響下におくことで、みずからの権益を確保したのである。

それゆえ貴族の私的暴力装置である家臣団を解体させることは、貴族をある意味では丸裸にすることに繋がってゆく。ハリントンの議論を丁寧に見てゆこう。先に述べた定住法についての議論である。

「この法律によって二〇エーカー以上の土地を耕作していた農家は維持されることになった。十分な土地がかれらに与えられることになり、またその後の法令に明らかとなり、土地の分割は許されぬことになったので、各農家は維持され、必然的にかれらを強化する結果になった。耕作されるべき土地の割合が維持されたので、当然のことながらかれらが物乞い (beggar) や小屋住み農民 (cottager) に転落することはなく、それどころか友人やサーヴァントを持ち、農業を経営する資産家になったのである。このことはヘンリー七世の伝記作家ベーコンによれば、この王国の力と男らしさにこのことは大いに関わっており、事実この王国の土地の大部分をヨーマンリ (yeomanry) すなわち中産階級 (the middle people) の所有に帰することになったのである。」<sup>(29)</sup>



ハリントンは、中世社会の支配的な農業形態であった荘園制についてはほとんど言及することはないが、明らかにここでは荘園制の解体が暗黙の前提になっている。すなわちハリントンがここでヘンリー七世の政策に象徴させているのは、すでに数世紀にもわたって続いていた荘園制の解体であり、そこから発生していた独立自営農民すなわちヨーマンリの台頭という現実である。<sup>(30)</sup>つまりかかる事態をヘンリー七世は追認し、その保護育成政策をとったのだ、と。ところで混合王政の均衡については、「王国全体は伯爵領と諸侯領とからなり、これらの所領は六〇、〇〇〇の騎士采地から成り立」<sup>(31)</sup>っていたとし、これに対してここでは、「王国の土地の大部分をヨーマンリすなわち中産階級の所有に帰することになった」<sup>(32)</sup>と述べている。

しかし、かれは、土地の配分が実質的にはどうなっているかの観点からこのことを論じているわけでは、おそらくない。なぜならばかれが生きた十七世紀の時点でもヨーマンリがほとんどの土地を占めるなどということはなかったし、いわんや十六世紀の時点ではなおさらのことである。ハリントンもそうは思ってもいなかっただろうし、そういう前提に立っているわけでもない。<sup>(33)</sup>では、王国の土地が貴族の手からヨーマンリすなわち民衆の手に渡ったというところで、一体かれを何を言おうとしているのだろうか。その回答は、彼にとっての土地所有の問題が全て軍役土地保有の観点から考察されていることを想起すれば十分であろう。いずれも軍事力を誰がどのように担うかの観点からの考察なのである。

イギリスでは、国王は古くから民兵すなわち十六歳から六十歳までの成年男子のなかから有能な者を兵として徴集する権限を認められていた。<sup>(34)</sup>ヨーマンリこそは、かかる民兵の担い手であった。<sup>(35)</sup>

「かれらヨーマンリは隷属的で窮乏した状態で生活していなかったので、貴族への従属からはほとんど解放され

ており、また自由に豊かに暮らしていたので、それだけ優れた歩兵 (infantry) となった。しかし歩兵といっても、貴族たちの権力はほとんどかれらヨーマンリのうえには及ばなかったもので、この時以降、かれら貴族たちは、ほとんど武装解除されてしまったと考えられるのである。<sup>(36)</sup>

民兵にかかわる業務はもともとシェリフ、次いで十四世紀中葉以降、治安判事の任務であったが、これらの地方行政官はしだいに地方有力貴族の権力により左右されることとなり、民兵もこれら貴族の統制の下に服してしまっていた。<sup>(37)</sup> つまり新封建制のもとでは民兵はかかる貴族の統制下にあったのである。だが、バラ戦争をへてテューダー朝のヘンリー七世の時代になると、貴族の統制もかかる民兵には及ばなくなったのであろう。それが貴族の「武装解除」の意味である。

これに続けてハリントンは次のように述べている。

「そしてかれらが、その歩兵をこのようにして失ったのと同様に、かれらの騎兵と指揮官たちもまた家臣に関する法 (the statute of retainers) によって切り捨てられた。というのは、良い家柄の次男・三男以下の張切り屋や武芸に秀でたものたちを置くことが貴族階級の習慣であったが、このように危険な従者 (Fris) に付き従われるものは、その従者を逮捕されるという罰を免れなかったからである。<sup>(38)</sup>」

まさしくこの「家臣に関する法」によって象徴されている家産軍隊の撲滅政策こそがヘンリー七世のとった政策なのである。つまり、ハリントンは、貴族の非軍事化の契機をここに見て取っているのである。この間の貴族の軍事的な弱体化を示す例を、歴史学の力を借りて明らかにしておくならば、十七世紀初頭の時点では、サー・ウォルター・ローリーが「かつて戦場に一〇〇〇人の騎兵 barbed horses をひきつれてくることのできる多くの伯達や、五〇〇—

六〇〇人の騎兵をひきつれてくることのできるバロン達が多くいたが、今や二〇騎も国王に提供しうるものさえ稀である」と述べているような事態が到来したのである。<sup>(39)</sup>

新封建制では貴族はまさに権力によって割拠したのではなくて、武装従者という私兵をかかえることで既成秩序に寄生し、利権をあげていたのであるから、そういう暴力装置を持つことが禁止され不可能になると、貴族は封建領主としての性格を失いしだいに単なる大地主としての貴族に転化してゆかざるをえない。<sup>(40)</sup>このような状況をハリントン は次のように述べている。

「それからというものは、貴族階級の地方の生活と大食卓は、もはやかれらのために血を流そうとする人たちを養うことはできなくなった。態度を変えて君主の廷臣 (courtier) になるまでは、むなしく忌まわしいものになった。しかし宮廷におけるかれらの収入も牛肉や羊肉を食べても枯渴しないためには、十分ではなかった。その結果として地代の搾取が、そしてついには土地の売却が生ずることになった。土地を手放すことは、土地譲渡法<sup>(41)</sup>によってより容易になった。」

貴族階級は武装従者という私兵を抱えることで権勢を誇り繁栄を享受することができていたのだが、その手足をもぎ取られたことで収入の道を絶たれた。したがって、宮廷への出仕による収入に頼るしかなかった。しかし、それでもたりずに地代をつりあげ、あげくの果ては土地を切り売りせざるをえないような状況にまで追い込まれたというのである。このように大所領を有する貴族には、地方の君主として領域支配をした昔日の面影はない。かれらの「領主」としての性格は著しく希薄化し、代りに「地主」としての性格が前面にでてくるようになったのである。

## 結びに代えて—革命すなわち共和政の成立へ—

我々が考察してきたように、ハリントンにとって貴族階級の衰退とは、貴族がその軍事力を失うことによって政治的支配権を失ってゆくことであつた。王政の実質的な基盤と考えられていた貴族が、支配身分としての独占的な地位から滑り落ち、ひとつの身分に転落することであつた。すなわち貴族階級の衰退とは、貴族階級の消滅ではなくて、貴族階級の軍事及び政治における独占が打ち破られたことなのである。かかる貴族階級による支配の独占を打破し、支配階級としてジェントリやヨーマンリが登場する過程こそが、ハリントンによれば混合王政の崩壊過程に他ならなかつた。ジェントリやヨーマンリの台頭を象徴するのが、土地の移動である。

「ヘンリー八世の修道院解体は、貴族階級の衰退と並んで、勤勉な民衆に莫大な餌食を提供することになった。

それゆえ、いまや民衆のなかに共和政の均衡 (the balance of the commonwealth) が存在するにいたつた。賢明なパルセニア (エリザベス—筆者注) 女王がこれに気づかぬはずはなかつた。」<sup>(42)</sup>

ハリントンによれば、貴族階級の衰退による土地の切り売りだけではなく、ヘンリー八世の修道院解体によつても勤勉な民衆の手に土地が渡つた。その結果としてヘンリー八世の娘のエリザベス女王の時代には、土地所有の均衡が貴族から民衆に移つたのである。それゆえ、共和政の均衡が王国のなかに存在するという事態に立ち至つた。

ハリントンが民衆が貴族に代わつて台頭してきたと指摘しているテューダー朝のヘンリー七世からエリザベス女王の時代について、少しだけ脇道にそれて歴史学の知見を借りてみておこう。この時代にはたびたび「贅沢禁止法」が



だされたが、それはジェントリ階層が貴族と同じ生活スタイルを模倣するようになったためである。<sup>(43)</sup> ジェントリとは、およそ二〇〇人の爵位貴族の下にいた身分制呼称で「ナイト（騎士）」「エスクワイア」「（たんなる）ジェントルマン」などと呼ばれていた数万人の人びとのことである。しかしながら、この贅沢禁止法が次々と出されながら、いずれも効力がなく、けっきょく放棄されていった。川北稔氏によれば、この過程こそが近代イギリスの政治を支えた「ジェントルマン階級」の成立史なのである。<sup>(44)</sup> この時代の社会構成は、王族とおよそ二〇〇家族の貴族と、支配者集団の仲間入りをし、政治の実権を地方においても中央政治においても握りはじめていた数万家族のジェントリ層で、人口の五%以下、そして大都市の自由市民としてのシティズン、都市上層市民としてのブルジョア、農村部のヨーマンなど有産層で人口の約二〇%であった。<sup>(45)</sup> このジェントリと有産層のなかから選挙された代表者が、庶民院を構成していたのである。この二〇〇家族の貴族を除いた約二五%の有産市民こそが、ハリントンのいう台頭してきていた民衆の実態であった。国王の地方行政においても、そして中央行政においても「ニュー・メン」として活躍しはじめたのが、かかる新興ジェントリなのである。先の文に続けて、ハリントンは次のように述べている。

「それゆえ、彼女（エリザベス女王―筆者註）は、彼女と国民一般との間に、絶えず愛の手管を利用することによって、その治世を一種のロマンスと化し、完全に貴族階級を無視したのであった。かくして、庶民院は徐々に台頭し、それ以来、王侯たちにとってきわめて重要でかつ恐るべき存在となった。それゆえかれらが集まる時には、王侯たちといえども色青ざめるのであった。」<sup>(46)</sup>

エリザベス女王は、均衡が明らかに民衆に移っていることを洞察した。だから統治を国民とのロマンスにかえて、「完全に貴族階級を無視」したのだというのである。中世の混合王政においては「名目以上のものではありえなかつ

た」庶民院が、今や王侯貴族を「色青ざめさせる」ような、そういう「重要で恐るべき存在となった」のである。これこそが、ハリントンにとっては、民衆が権力を握ってきたことを象徴するような出来事であった。それゆえこういうのだ。

「今や王位そのものを覆すために、なにものも欠けていなかったが、ただ民衆が自分たちの力をそこまで自覚しようとしなかったので、かれらにその力を感じさせてやる必要があっただけである。」<sup>(47)</sup>

自分たちの力を自覚するきっかけになったのが一六四二年に始まった内乱である。その内乱は、これまで我々が考察してきたように、ハリントンにとっては、まさしく王政の内部崩壊によってもたらされたものであった。

「だがその貴族階級を失った王国は、もはや天の下で、軍隊以外頼りになるものをもたなかった。それゆえ、我が国の政治体制の崩壊が内乱を引き起こしたのであって、内乱が政治体制の崩壊を引き起こしたのではなかった。」<sup>(48)</sup>

内乱の灰燼のなかから復活してくるべきは、「勝利した軍隊によって樹立される民衆政 (popular government)」<sup>(49)</sup>すなわち共和政なのである。すなわち「土地所有の均衡がすでに民衆のなかにある以上、共和政はすでに存在している」<sup>(50)</sup>のである。ハリントンによれば、必要なのは「既に存在する土台にふさわしい統治の上部構造」<sup>(51)</sup>すなわち共和国の政治制度を作り上げる技術であった。この技術の欠如こそが、一六四九年の共和国宣言以降のイギリスの混迷の理由なのである。<sup>(52)</sup>まさしくこの技術を提供するために、ハリントンはこの『オセアナ共和国』を執筆したのである。

## 附記

本論文は、政経学部35周年記念事業の一環としての共同研究の成果です。本来ならば共著として公刊される予定でしたが、諸般の事情から不可能になったため、政経学会の好意により、このような形でその成果を公表させて頂くことになりました。

さらに付言しますならば、この論文は国士館大学派遣研究員としてのケンブリッジ大学への留学の成果でもありません。ケンブリッジ大学への留学に際しましてはいろいろな先生方のお世話になりましたが、国際基督教大学教授の千葉真先生、恵泉女学園大学教授の塩田明子先生、ケンブリッジ大学のジョン・ダン教授への推薦の労をとっていただいた東京都立大学教授の半澤孝磨先生には、とくにお世話になりました。ゼミOBの渡部樹里さんには、日本語文献の収集に奔走してもらいました。

記して、感謝の意を表しておきたいと思います。

## 註

1. *Ibid.*, 邦訳同頁。
2. 青山吉信編、前掲書、三七六頁。
3. 富岡次郎「イギリス農民一揆」『世界歴史14 近代1』（岩波書店、一九六九年）、二七九頁参照。
4. John Guy, *op. cit.*, pp. 47-48.
5. 青山吉信編、前掲書、三七六頁参照。川北稔『洒落者たちのイギリス史 騎士の国から紳士の国へ』（平凡社、一九八六年）二七頁参照。

6. ウェバー、世良晃志郎訳『支配の社会学Ⅰ』(創文社、一九六〇年)、二六二頁。
7. 前掲書、二六四頁。
8. 前掲書、同頁。
9. 前掲書、同頁。
10. 前掲書、二六五頁。
11. Cf. John Guy, *op. cit.*, pp. 2-3.
12. *Oceana*, p. 179. 邦訳二五五頁。
13. 例えば、故堀米庸三教授は次のように書かれている。「有力な貴族は、その財産によって、多数の私兵をかかえた外、インデンチュア契約によって多数の騎士、ジェントリーないしは州長官・治安判事などの地方行政官を従属者 (*retainers*) のなかに加えた。」(堀米庸三『西洋中世世界の崩壊』(岩波書店、一九五八年)、一六七頁)。富岡次郎氏は封建家臣団とされている。「封建家臣団は、騎士のように封土の授受を通じて領主と封建的主従関係を結んだ人々ではなくて、インデンチュアと呼ばれた一種の年奉公契約により俸給をもらって大領主の所領経営を担当した人々の集団であった。」(富岡次郎「イギリス農民一揆」『世界歴史14 近代1』(岩波書店、一九六九年)、二七九頁)。これに対して、篠塚信義氏は従者という訳語を採用されている。「かくして、貴族の従者、並びに貴族により訓練・指揮される民兵は共に、国王自身の指揮官の下にある民兵を補う重要な軍隊を構成したといえよう。」(篠塚信義「イギリス絶対主義の発展構造」『世界歴史14 近代1』(岩波書店、一九六九年)、一九六頁)。我々は、この *retainers* が、明らかに封建的な騎士軍隊ではなくて、貴族の私兵の色彩が濃いので、ウェバーの概念を借りて、家産軍隊と訳出しておきたい。
14. この前の註を参照。△封建▽に対立する概念としての△家産▽を意識して、ここでは家産軍隊と訳出しておいた。
15. 堀米庸三、前掲書、一六七頁。
16. 前掲書、一六八頁。
17. 前掲書、二二三頁。
18. 前掲書、一六八頁。
19. マイケル・ハワード 奥村房夫・奥村大作訳『ヨーロッパ史と戦争』(学陽書房、一九八一年)、三四―三五頁。



20. John Guy, *op. cit.*, pp. 1-2.
21. *Ibid.*, pp. 64-70.
22. *Oceana*, p. 197, 邦訳二七六頁。
23. *Ibid.*, 邦訳同頁。
24. *Ibid.*, 邦訳同頁。
25. *Ibid.*, 邦訳同頁。
26. Iain McLean (ed.), *The Concise Oxford Dictionary of Politics* (Oxford: Oxford University Press, 1996), p. 145.
27. *Oceana*, p. 195, 邦訳二七四頁。
28. 川北稔, 前掲書, 二七頁。
29. *Oceana*, p. 197, 邦訳二七七頁。
30. ヨーマンリすなわち独立自営農民の台頭こそが、近代イギリスの推進力であった。「ヨーマンは、十四世紀・十五世紀において、…専ら『四〇シリング・フリーホルダー』を意味していた。しかるに十四世紀以降、隸農がその内部から富裕な階層を析出させ、この階層の勢力牢固として抜き難きものになるに従い、一部の人士は十五世紀の後半、遅くとも十六世紀の初頭から、これら富裕な農民をも、そのフリーホルダーたるかと否とを問わず、ヨーマンと呼ぶにいった。」(戸谷敏之『新版イギリス・ヨーマンの研究』(お茶の水書房、一九七六年)、五頁)。
31. *Oceana*, p. 195, 邦訳二七四頁。
32. *Ibid.*, p. 197, 邦訳二七七頁。
33. ハリントンのイギリス史叙述のなかで、ヨーマンリについての言及はほとんどなく、この箇所が数少ないうちのひとつである。ヨーマンリの台頭が共和政成立の条件ではなくて、社会の非封建化が共和政成立の前提であった。つまり社会の主体が、封建貴族から、非封建階層の手に移ってきていることが、かれの関心であり、そのアクセントは、ヨーマンリにというよりはジェントリにあった。マエトニーがジェントリ勃興の証人として解釈したことからも明らかのように、また共和政成立後の土地法から見ても、ハリントンの議論のアクセントは、社会の非封建化とジェントリの勃興にあったと思われる。有名なジェントリ論争のなかでのハリントン解釈については、以下の文献を参照されたい。R. H. Tawny, 'Harrington's Inter-

- pretation of his Age', *Proceeding of the British Academy*, XXVII (London, 1941), H.R.Trevor-Roper, 'The Gentry, 1540-1640', *Economic History Review Supplements* (Cambridge, 1953).
34. 篠塚信義、前掲書、一九二頁。
35. Cf. J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment; op. cit.*, p. 357. Francis Bacon, *The History of the Reign of King Henry the Seventh*, a new edition with introduction, annotation, and interpretive essay by Jerry Weinberger (Ithaca: Cornell University Press, 1996), pp. 85-86.
36. *Oceana*, p. 197, 邦訳二七七頁。
37. 篠塚信義、前掲書、一九二頁。
38. *Oceana*, p. 198, 邦訳二七七頁。
39. 篠塚信義、前掲書、二〇二頁。
40. 前掲書、二〇四頁。
41. *Oceana*, p. 198, 邦訳二七七頁。
42. *Ibid.*, 邦訳同頁。
43. 川北稔、前掲書、二七頁。
44. 前掲書、同頁。「贅沢禁止法が一括廃止された一七世紀初頭は、ジェントルマン概念の確立期ということになる。」
45. 前掲書、同頁。
46. *Oceana*, p. 198, 邦訳二七七頁。
47. *Ibid.*, 邦訳同頁。
48. *Ibid.*, 邦訳二七八頁。
49. *Ibid.*, 邦訳同頁。
50. *Ibid.*, pp. 201-202. 邦訳二八二頁。
51. *Ibid.*, p. 202. 邦訳同頁。
52. *Ibid.*, 邦訳同頁。